

令和2年度 男女共同参画推進に関する施策の事業報告

1 佐久市男女共同参画審議会関係

開催日	内容
6月【書面会議】	第1回審議会（第3次プランR元年度事業報告・R2年度事業計画）
8月21日（金）	第2回審議会（「市民意識調査」調査票について）
12月10日（木）	第3回審議会（事業者表彰の選考について諮問、選考・審議）
12月24日（木）	事業者表彰の選考について答申 《会長・副会長》
2月【書面会議】	第4回審議会（「市民意識調査」報告書について）

2 男女共同参画推進事業

(1) 佐久市男女共生ネットワーク事業

開催日（会場）	事業名	内容	参加者
5月25日（月） （中込会館）	総会・演奏会	【総会】【オカリナコンサート】 中止	
7月1日（水） （佐久市役所）	【県との共同開催】 防災セミナー	「災害時のトイレは命にかかわる！」 中止	
9月27日（日） （創練センター）	市民フォーラム	中止	
11月29日（日） （佐久平交流センター）	人権・男女共生 フェスティバル	男女共同参画朗読劇の発表 中止	
1月28日（木） （創練センター）	【市との共同開催】 市政を学ぶ会	中止	

*佐久市男女共生ネットワークだよりの発行

*理事会、団体代表者会議（年4回）の開催

(2) 講演会等の開催

開催日（会場）	事業名	内容	参加者
11月29日（日） （佐久平交流センター）	人権・男女共生 フェスティバル	中止	

(3) 市民意識調査の実施

「第4次佐久市男女共同参画プラン」（令和4年度～）策定の基礎資料とするため、市民意識調査を実施。

3 女性が活躍できる環境づくりの推進

(1) 佐久市男女共同参画推進事業者表彰

【令和2年度表彰事業者】

- ・株式会社堀内組
- ・岸野親芋の会

【表彰式】

2月19日（金）ワークテラス佐久

【表彰事業者の取組広報】

佐久ケーブルテレビでの紹介、市役所でのパネル展示、就職ガイダンスにおいてのチラシの配布、市ホームページに掲載 等

(2) 方針決定の過程への女性の参画推進

「審議会等における女性委員の登用率」

【第3次プラン目標値 33%】

年 度 (4月1日現在)	審議会等総数	委員数	うち女性委員数	女性委員の比率
平成29年度	43 (41)	586人	148人	25.3%
平成30年度	42 (40)	595人	159人	26.7%
平成31年度	42 (40)	671人	158人	23.5%
令和2年度	43 (41)	688人	174人	25.3%

※（ ）は女性委員のいる審議会等の数

(3) 女性の職域拡大と管理職への登用

「市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合」

【第3次プラン目標値 15%】

年 度 (4月1日現在)	総 数	女性の割合	管理職（課長級以上）		
			総数	うち女性	女性の割合
平成29年度	1,186人 (637人)	53.7%	105人	14人	13.3%
平成30年度	1,177人 (637人)	54.1%	98人	14人	14.3%
平成31年度	1,165人 (624人)	53.6%	95人	12人	12.6%
令和2年度	1,180人 (627人)	53.1%	97人	14人	14.4%

※総数は病院、保育所含む。（ ）は総数のうち女性の数

(4) 女性リーダー養成研修事業

【研修2年目：28期生（令和元年度）12名、27期生（平成30年度）1名】

【研修1年目：29期生（令和2年度）9名】

開催日（会場）	事業名	内 容	参加者
6月20日（土） ～21日（日） （春日温泉ゆざわ荘）	宿泊研修		中止
9月 （佐久市議場）	議会傍聴		中止
10月	県外研修		中止
10月	市内施設見学		中止
1月28日（木） （創練センター）	市政を学ぶ会 【男女共生ネットワ ークとの合同開催】		中止

4 広報活動

(1) 市広報紙、市ホームページ、FMさくだいらによる広報・啓発

（男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動 等）

(2) 県パンフレット「すべての人が輝くために」や市作成パンフレット「実現しよう

男女共同参画社会」などの配布（地域公民館総会 等）

(3) 男女共同参画事業の冊子作成

「佐久市男女共同参画研修参加報告のまとめ」

5 女性団体への活動支援及び交流機会の充実

(1) パートナーシップ佐久

開催日（会場）	事業名	内 容	参加者
10月5日（月）	学習会1	平尾山森林セラピー	15人
2月13日（土） （佐久平交流センター）	学習会2	多世代意見交換ワークショップ	中止

*ぼかし作り講習会1回（9月）

*パートナーシップ佐久だよりの発行（年4回）

*運営委員会（年10回）の開催

6 研修会・講座等への参加

開催日（会場）	事業名	内 容	参加者
6月29日（月） 【オンライン開催】	男女共同参画社会 づくりに向けての 全国会議	■ 応援メッセージ：蝶野正洋さん ■ パネルディスカッション：「自分らしい 人生を実現するために」 他	2人
8月27日（木） ～29日（土） 【オンライン開催】	“NWEC” 男女共同参画推進 フォーラム	■ 基調講演：「私たちはジェンダー平等を どこまで達成できたのか？」 ■ シンポジウム：「傷ついている誰かを 取り残さない」 〔 9月26日（土） 基調講演、シンポジウムの聴講 〕	10人
7月18日（土） （県男女共同参画 センター）	“あいとぴあ” 男女共同参画 フォーラム	■ 講演：「人生100年時代を生きる」 中止	
11月13日（金） ～15日（日） 【オンライン開催】	日本女性会議 2020 あいち刈谷	■ 記念講演：「女性が社会を動かすとき」 ■ 記念シンポジウム：「スポーツから 変える世界と未来」 〔 11月14日（土） 記念講演、記念シンポジウムの聴講 〕	16人

令和3年度 男女共同参画推進に関する施策の事業計画

1 佐久市男女共同参画審議会関係

開催日（予定）	内 容
6月30日（水）	第1回審議会（第3次プランR元年度事業報告・R2年度事業計画、第4次プラン諮問）
9月	第2回審議会（第4次プラン骨子案の検討結果、素案について）
12月	第3回審議会（事業者表彰の選考について諮問、選考・審議、第4次プラン決定について）
12月	第4次プラン、事業者表彰の選考について答申

2 男女共同参画推進事業

(1) 佐久市男女共生ネットワーク事業

開催日（会場）	事業名	内 容
5月24日（月） （創錬センター）	総会・公演会	【総会】事業計画・予算案等 【男女共同参画朗読劇】【日本舞踊公演】
7月1日（木） （創錬センター）	【県との共同開催】 防災セミナー	「災害時のトイレは命にかかわる！」 講師：加藤 篤さん（日本トイレ研究所）
9月23日（祝・木） （創錬センター）	市民フォーラム	未定
11月28日（日） （佐久平交流センター）	人権・男女共生 フェスティバル	男女共同参画朗読劇の発表
R4年1月頃	【市との共同開催】 市政に関する 研修会	未定

*佐久市男女共生ネットワークだよりの発行

*団体活動まとめ等のパネル制作と展示

*理事会、団体代表者会議の開催

(2) 講演会等の開催

開催日（会場）	事業名
11月28日（日） （佐久平交流センター）	人権・男女共生フェスティバル

3 女性が活躍できる環境づくりの推進

(1) 佐久市男女共同参画推進事業者表彰

男女共同参画を積極的に推進している事業者を表彰し、その取り組みについて広く周知する。(ケーブルテレビでの紹介、パネル展示、ホームページ掲載等)

(2) 方針決定の過程への女性の参画推進

女性活躍人材バンクの活用。審議会等において女性委員を積極的に登用するよう各課等へ依頼。

(3) 女性の職域拡大と管理職への登用

男女ともに働きやすい職場づくりの意識を醸成するためにも、女性職員の職域を拡大し、管理職への登用を推進。

(4) 女性リーダー養成研修事業

【研修2年目：28期生（令和元年度）12名、27期生（平成30年度）1名】

【研修1年目：29期生（令和2年度）9名】

開催日（会場）	事業名	内容
6月19日（土） （佐久市役所8階）	第1回研修会（開講式）	<ul style="list-style-type: none"> ■柳田市長 講話 ■人権同和教育推進員金森代表 講話 「女性が活躍できる社会にするために」 ■ワークショップ
7月10日（土） （長野県立武道館）	避難所開設・運営訓練	■野沢地区避難所開設・運営訓練への参加
9月頃	市政に関する研修会①	未定
10月頃	講演会	未定
R4年1月頃	市政に関する研修会② 【男女共生ネットワークとの合同開催】	未定

*国、県等が開催する研修会、講座への参加

*女性リーダー養成研修の記録を作成し、研修生に配布

4 広報活動

- (1) 市広報紙、市ホームページ、FMさくだいらによる広報・啓発
(男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動 等)
- (2) 県パンフレット「すべての人が輝くために」や市作成パンフレット「実現しよう
男女共同参画社会」などの配布
- (3) 男女共同参画事業の冊子作成

5 女性団体への活動支援及び交流機会の充実

- (1) パートナースhip佐久
- *学習会、講演会
 - *ぼかし作り講習会
 - *パートナーシップ佐久だよりの発行
 - *運営委員会の開催

6 研修会・講座等への参加

開催日(会場)	事業名	内 容
6月29日(火) 【オンライン開催】	男女共同参画社会 づくりに向けての 全国会議	■男女共同参画週間キャッチフレーズ最優秀作品表彰 ■特別応援メッセージ：坂東真理子さん ■パネルディスカッション
10月22日(金) ～24日(日)	日本女性会議 2021 in 甲府	■記念講演 ■シンポジウム ■分科会 他
11月7日(日) 【オンライン開催】	“あいとぴあ” 男女共同参画 フォーラム	■基調講演「人生100年時代を生きるすべての人に エールを」講師：坂東真理子さん ■パネルディスカッション
12月1日(水) ～21日(火) 【オンライン開催】	“NWE C” 男女共同参画推進 フォーラム	■基調講演 ■パネルディスカッション ■ワークショップ 他
未 定	男女共同参画推進 県民大会	未 定

第4次佐久市男女共同参画プラン策定ロードマップ

事項	令和3年度																																									
	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月								
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下									
男女共同参画プラン策定	各課へ依頼 ・「実績報告」と「実施計画」の報告依頼									各課へ依頼 ・「施策」と「数値目標」の提出依頼(2W程度)																								プラン冊子印刷								
				幹事会① 5/19			推進会議① 6/3						幹事会② 8月中旬			推進会議② 8月下旬																								重要物品購入審査委員会 入札 冊子納品		
パブリックコメント							パブリックコメント① (骨子案) 7月上旬～7月下旬									パブリックコメント② (素案) 9月下旬～10月中旬																										
審議会				【プラン諮問】 審議会① (6/30) ・審議会委員の委嘱 ・令和2年度の進捗状況 ・第4次プラン策定について ・プラン(骨子案)について									審議会② (9月中旬) ・プラン(骨子案)の検討結果 ・プラン(素案)の提示・検討									【事業者表彰諮問】 審議会③ (12月上旬) ・プラン(案)の決定 ・プラン答申について ・事業者表彰審議 ・表彰答申について 《プラン答申》 《表彰答申》																				

佐久市型情報公開（市民意見公募）

「第4次佐久市男女共同参画プラン」策定
骨子（案）

佐 久 市

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

佐久市は、平成18年度に策定した「佐久市男女共同参画プラン」から、「ともにひらく21第3次佐久市男女共同参画プラン」まで引き続き、男女共同参画社会の実現に向け各種施策を推進してきました。

平成26年4月には、佐久市男女共同参画推進条例を制定し、基本理念と、市・市民・事業者の役割を定め、協働して事業の推進に努めてきました。

こうした取組により、男女共同参画社会に対する理解は少しずつ進んできましたが、未だに男女平等感について多くの人が実感できるまでに至っていません。

人口減少社会が本格化し、単身世帯及び未婚者の増加、また新型コロナウイルス感染症の拡大、さらには大規模災害の発生など、近年の社会情勢は大きく変化しています。社会での将来への不安を軽減し、仕事と生活の調和を図るためには、女性活躍を含めて、それぞれの希望に応じた多様な働き方、暮らし方を選択できる環境づくりが一層重要となっており、すべての人々が「自分らしく」生きるために、生涯を通じて健康で安心して暮らせる社会づくりが必要です。

この計画は、こうした社会環境の変化や課題を踏まえ、誰一人取り残さない社会の実現を目指した持続可能な開発目標（SDGs）の視点を取り入れながら、男女平等・男女共同参画をより効果的に推進するために策定することとしました。

2 計画の基本理念

「佐久市男女共同参画推進条例」（平成26年条例第3号）第3条には、男女共同参画社会づくりのために、市・市民・事業者が共有すべき基本的な考え方として次の6項目が明記されており、本計画においても基本理念に位置付けるものとします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (3) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (4) 社会における制度または慣行についての配慮
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際社会の動向を踏まえた取組

3 計画の性格

(1) 「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ「佐久市男女共同参画推進条例」第11条に基づく、本市が策定する男女共同参画社会づくりの推進に関する基本的な計画です。

(2) 本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項の規定に基づく本市の推進計画でもあります。

※ 女性活躍推進法に関する事項については、「今後の施策の方向」の「基本的方向」中の該当する項目等に「【女性活躍推進】」と表示しています。

(3) 国の「第5次男女共同参画基本計画」や「第5次長野県男女共同参画計画」を勘案し、本市の「第二次佐久市総合計画」との整合性を図った計画です。

(4) 本計画の一部は、「第3次佐久市配偶者からの暴力の防止基本計画」です。

4 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間を対象とします。

なお、社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合や、推進状況により、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の重点目標

- (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革
- (2) 地域・社会活動における男女共同参画の促進
- (3) 困難を抱えた市民が安心して暮らせる環境の整備

佐久市における現状と課題

1 女性の参画について

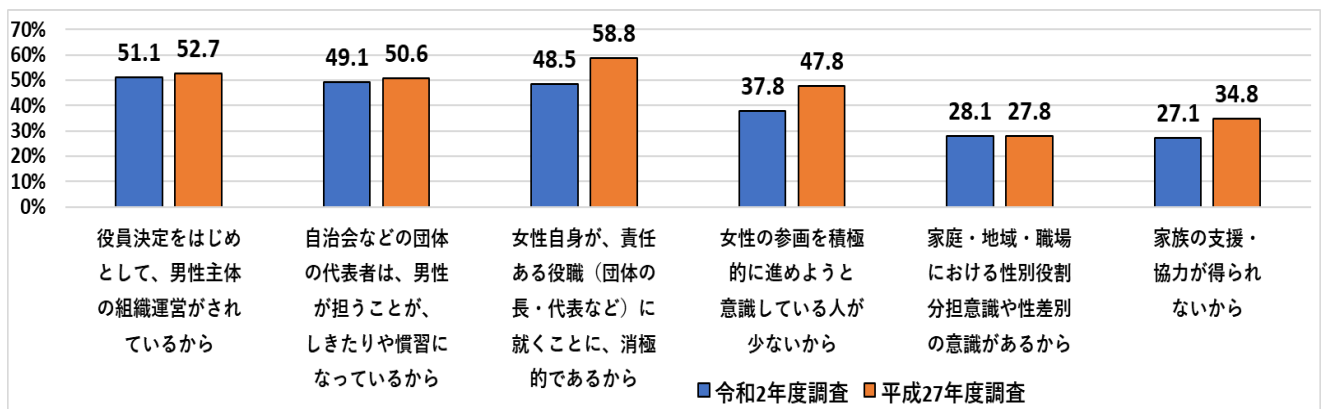
○ 政策・方針決定の過程に占める女性の割合

地域においては、多くの女性はその活動を支え大きな役割を担っているにもかかわらず、自治会長や PTA 会長などの役職への女性の参画は少ない状況です。令和 2 年度に実施した市民意識調査によると、その理由として最も多かったのは「役員決定をはじめとして、男性主体の組織運営がされているから」が 51.1%で、以下、「自治会などの団体の代表者は、男性が担うことが、しきたりや慣習になっているから」が 49.1%、「女性自身が、責任ある役職（団体の長・代表など）に就くことに、消極的であるから」の 48.5%と続きます。

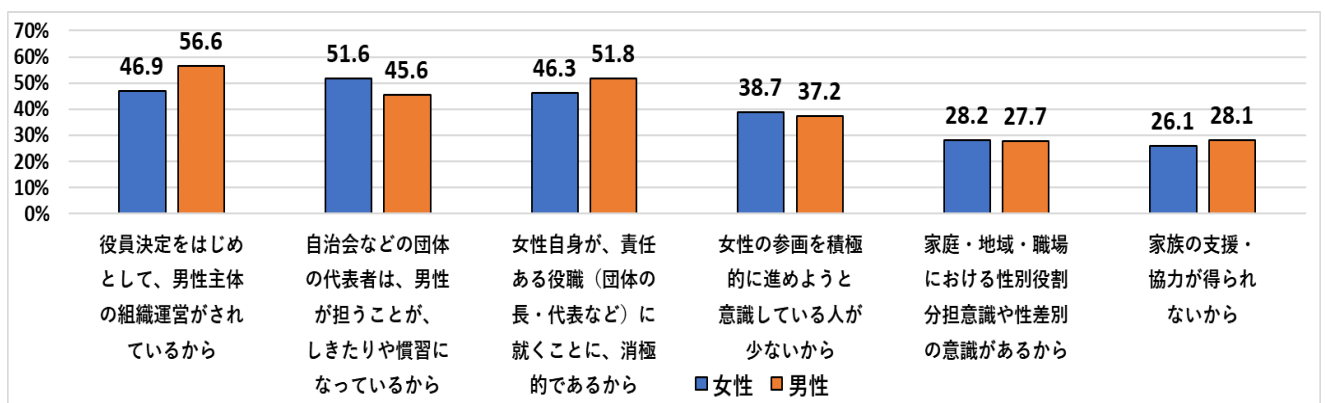
平成 27 年度に実施した前回の市民意識調査でもこの 3 項目が上位を占めています。

性別では、女性で「自治会などの団体の代表者は、男性が担うことが、しきたりや慣習になっているから」が 51.6%で最も高くなっています。

◆前回調査との比較



◆性別



多様な人材の能力を活かし、様々な視点や新たな発想を取り入れ、活力ある経済社会を構築するためにも、あらゆる分野で方針決定の場へ女性の参画を進めていくことが重要です。そのためには、女性自身の意識や男性主体の組織運営を変えていくことが必要であり、地域においては、様々な分野にチャレンジする女性に対する支援の強化と、その先駆的活動の普及、優れた活動の地域定着を図ることが求められています。

2 男女の平等感について

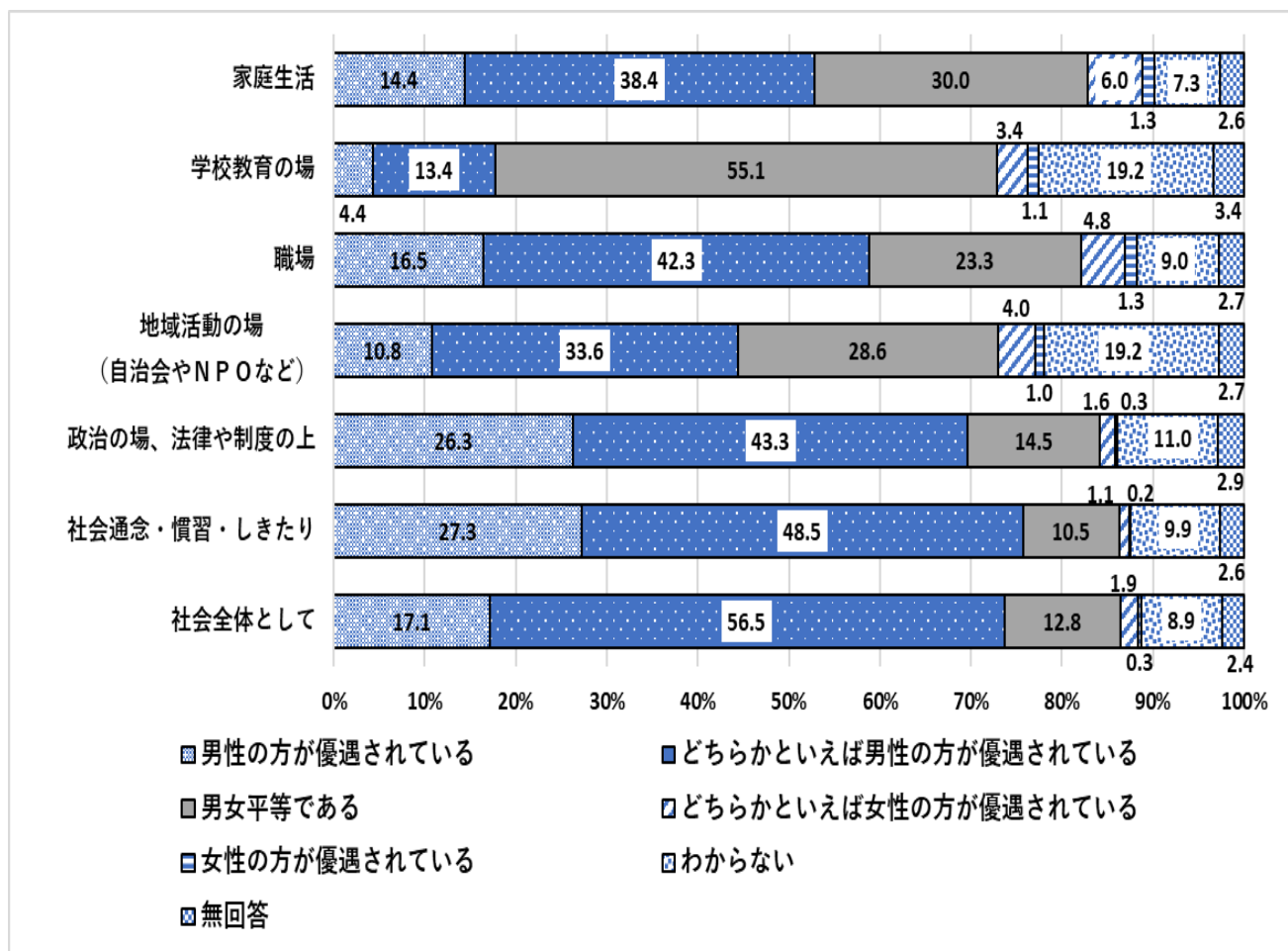
○ 世の中の男女平等感

世の中において男女は平等になっているかの問いについて、「男女平等」と回答した割合は、「学校教育の場」で55.1%、「家庭生活」で30.0%、「地域活動の場」で28.6%、「職場」で23.3%、「政治の場、法律や制度の上」で14.5%、「社会全体として」で12.8%、「社会通念・慣習・しきたり」で10.5%となっています。

「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」との回答割合が高い項目は「社会通念・慣習・しきたり」で75.8%、「社会全体として」で73.6%、「政治の場、法律や制度の上」で69.6%となっています。

「社会全体」が「男女平等」と感じている市民の割合は約1割程度で、「男性が優遇されている」と感じている市民が約7割に上っています。特に女性は、多くの分野で「男女平等」と感じている割合が低く、「男性が優遇されている」と感じています。

◆世の中の男女平等感



あらゆる人々が活躍する社会の実現を目指して、持続可能な開発目標（SDGs）における「ジェンダー平等の実現」の国際的な取組の推進に貢献する必要があります。

3 ワーク・ライフ・バランスについて

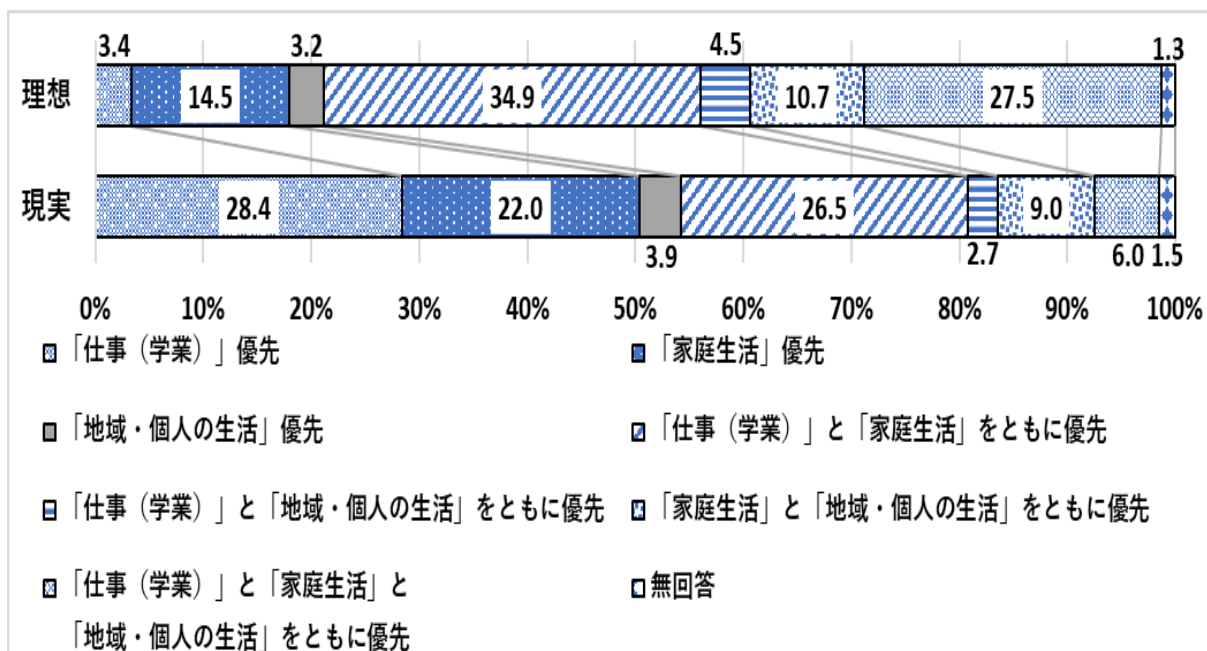
○ 「理想とする生活の優先度」その理想と現実

「仕事（学業）」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度で、理想とする生活に最も近いものを挙げてもらったところ、最も多かったのは「『仕事（学業）』と『家庭生活』をともに優先」の 34.9%でした。次いで「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先」を 27.5%の方が回答しました。

その一方で、現実の生活に近いものは、「『仕事（学業）』優先」の 28.4%が最も多く、次いで、「『仕事（学業）』と『家庭生活』をともに優先」が 26.5%となっています。

性別では、現実の生活の優先度として、女性は「家庭生活優先」が 29.3%と最も高く、男性は「仕事（学業）優先」が 33.2%と最も高くなっています。「仕事（学業）優先」の項目はどの年代においても女性より男性の方が高い割合という結果となっています。

◆生活の優先度（理想と現実）



男性中心の長時間労働を前提とした働き方を見直し、家事・子育て・介護への男性の参画が促進されるよう、男性や企業の意識改革と、環境の整備が必要です。

少子高齢化社会を迎え、男性にとっても介護が身近な問題となっており、ワーク・ライフ・バランスの実現は喫緊の課題となっています。

第1節 男女共同参画の意識づくり

性別によって制約されることなく、社会のあらゆる場面で、その個性と能力を十分に発揮できる多様な選択の機会が確保できる社会を実現するために、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進します。

子どもから大人まで生涯を通じての男女平等・男女共同参画の視点に立った総合的な教育・学習の充実を図ります。

基本的方向

1 男女共同参画社会の視点に立った意識改革

重点目標 I

(1) 男女共同参画社会づくりの意識の改革

ア 男女共同参画社会の実現に向けて、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進します。

イ 男性の家庭における家事・子育て・介護への参画を促進し、男性の男女共同参画に関しての理解を進め、意識を醸成します。

(2) 国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成

ウ 誰一人取り残さない住みやすい社会の実現を目指して、持続可能な開発目標（SDGs）の中の「ジェンダー平等」について周知を図り、意識づくりに取り組みます。

(3) 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興対策の推進

エ 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興対策を進めます。

2 男女平等・男女共同参画を推進する教育・学習の充実

(4) 地域・家庭における男女平等・男女共同参画の意識づくり

ア 従来の慣習・慣行にとらわれることなく、男女がともに能力が発揮できる多様なライフスタイルを選択できるよう、意識づくりに取り組みます。

(5) 教育の場における男女平等・男女共同参画の意識づくり

イ 子どもの頃から男女平等・男女共同参画の視点に立ちライフプランニングを踏まえた総合的な教育の充実を図ります。

(6) 生涯を通じての男女平等・男女共同参画の意識づくり

ウ 生涯を通じて、それぞれの個性と能力を発揮し、社会活動を実践することができるように、男女平等・男女共同参画の意識づくりに取り組みます。

第2節 男女がともに活躍できる環境づくり

地域社会において、政策・方針決定の過程から女性の視点による意見を反映させ、男女がともに様々な分野に参画することにより、多様な価値観や発想を取り入れることにつながります。

女性の参画が少ない分野等へチャレンジしようとする女性を、市民や女性団体等との協働により支援します。

雇用の場においても、女性が働き続け、持てる能力を十分に発揮して活躍するために、女性に均等な機会・待遇の確保をするとともに、多様な勤務制度の導入や、柔軟な働き方の普及促進に努め、男女がともに働きやすい職場環境の推進に努めます。

自営業においては、生産と、家事・子育て・介護等の生活の両面において、女性に過重な負担がかかることのないよう、男女がともに協力し、家庭や地域社会での役割を果たせる社会の実現を促進します。

仕事と生活の両立から、仕事以外の活動が増え、地域社会の活性化に役立つことが期待されることから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するとともに、子育て・介護支援体制の充実を図ります。

基本的方向

3 地域・社会活動における男女共同参画の促進

重点目標Ⅱ 【女性活躍推進】

(7) 方針決定の過程への女性の参画推進

- ア 区や公民館等、地域においての方針決定過程への女性の参画を促進します。
- イ 各種審議会・委員会などへ意欲と能力のある女性を積極的に登用し、方針決定過程に女性の視点による意見を反映させ女性の活躍を推進します。

(8) 女性の職域拡大と管理職への登用

- ウ 女性の職域を拡大し、女性の意欲向上と責任ある職への登用拡大に向けた取組を促進します。

(9) 地域におけるリーダーの養成

- エ 男女ともに地域社会で活躍できるリーダーを育成します。

(10) 地域活動における各種団体等の活動支援

- オ 男女共同参画定着へ向けた各種団体等の活動を支援します。

4 雇用等における男女共同参画の推進 【女性活躍推進】

(11) 農業、商工業等の自営業における男女共同参画の促進

ア 農業、商工業等の自営業における、経営への女性参画の促進と、男女ともに働きやすい環境整備を推進します。

(12) 結婚・出産・子育て等を理由に離職した女性の再就職への支援

イ 結婚・出産・子育て等を理由に離職した女性の再就職を支援します。

(13) 男女の均等な機会と働きやすい職場づくりに向けての雇用環境の整備

ウ 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画に基づき、働きやすい職場づくりに向けて雇用環境の整備を推進します。

5 仕事と子育て・介護の両立できる環境の整備 【女性活躍推進】

(14) 企業に向けた男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成

ア 企業に向けて、男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成を図ります。

(15) 男女共同参画の推進に取り組む優良事例の普及促進

イ 男女共同参画を積極的に推進している企業を表彰するとともに、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等の好事例の公表等により、男女共同参画の推進について周知・啓発を図ります。

(16) 企業と連携した多様な勤務制度の導入や多様な働き方の普及促進

ウ 多様なライフスタイルの実現に向け、多様な勤務制度の導入や、柔軟な働き方の普及促進に努め、働きやすい職場環境の推進に努めます。

(17) 子育て・介護支援体制の充実

エ 出産・子育て・介護等と仕事を両立しながら働き続けることができるよう、子育て・介護支援体制の充実を図ります。

(18) 地域との連携・協働による相互支援体制の充実

オ 地域との連携・協働により、相互の活動の活性化を図り、男女共同参画に関する相互支援体制の充実を促進します。

第3節 人権の尊重と安心・安全な社会づくり

年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等を含め、多様性と人権が尊重され、すべての人が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

貧困など生活上困難な状況におかれている市民が安心して暮らせる環境を整備します。

生涯を通じた健康支援を行います。

あらゆる暴力の根絶を目指した意識啓発、相談支援体制の充実と、相談窓口の周知を図ります。

基本的方向

6 困難を抱えた市民が安心して暮らせる環境の整備

重点目標Ⅲ

(19) 多様性と人権が尊重される環境づくり

ア 多様な性のあり方について正しい理解を広め、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的マイノリティに関することも含め、多様性と人権が尊重される環境づくりを進めます。

(20) 生活上困難を抱えている方が安心して暮らせる環境の整備

イ ひとり親家庭の親子等の、貧困など生活上の困難に直面する市民等を支援します。

ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、女性の雇用環境や家庭生活に重大な影響を及ぼす状況が深刻化していることから、関係機関と連携し相談支援体制の充実を図ります。

(21) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

エ 高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりを支援します。

(22) 障がい者や外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備

オ 障がい者、外国籍の市民等が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

7 生涯を通じた健康支援

(23) 健康長寿に向けた健康支援の充実

ア 健康長寿に向け、健康支援や相談機能を充実し、健康増進の取組を展開します。

(24) 妊娠・出産等に関する意識づくりと健康支援

イ 女性の性と生殖に関する健康と権利の視点による意識づくりをします。

8 あらゆる暴力の根絶と相談機能の充実

(25) 男女共同参画の視点による人権の尊重と暴力をなくすための環境づくり

ア 性暴力、DV、ストーカー、各種ハラスメントなどあらゆる暴力の根絶を目指し、暴力を容認しない社会を実現するための意識啓発を行います。

(26) DVなど暴力に対する相談機能と支援体制の充実

イ DVの被害者等が安心して相談できる体制を整備し、周知を図ります。

◆用語解説 ◆

あ行

SDGs	2015年に国連で採択された「誰一人取り残さない」を理念とする行動計画。17の目標を設定し、2030年を期限とする包括的な国際社会全体の目標。
------	---

か行

固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
-----------	--

さ行

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	自らの意思によって仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して策定された法律。平成27年に公布・施行。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)という。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
性的指向・性自認(性同一性)	性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。 性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。
性的マイノリティ	同性を好きになる人や自分の性に違和感があると感じている人などのこと。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。

た行

男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
----------	--

DV（ドメスティック・バイオレンス）	日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」とも呼ばれる。
--------------------	---

わ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	仕事。家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。
------------------------	--

佐久市男女共同参画プラン体系図の比較（第3次・第4次）

第1節 男女共同参画の意識づくり

第3次佐久市男女共同参画プラン		第3次⇒第4次	第4次佐久市男女共同参画プラン		
施策の方向	主な施策	施策の方向	施策の方向	主な施策	骨子における基本的方向
【重点目標Ⅰ】 1 男女共同参画の視点に立った意識の啓発	(1) 男女共同参画社会づくりの意識の普及	【重点目標Ⅰ】 「意識の啓発」 →「意識改革」	【重点目標Ⅰ】 1 男女共同参画の視点に立った意識改革	(1) 男女共同参画社会づくりの意識の改革	ア 男女共同参画社会の実現に向けて、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進します。
	(2) 男女共同参画のメリットと意識の啓発			・(1)(2)(4)(6)を集約 ・第2節から(11)を移動	イ 男性の家庭における家事・子育て・介護への参画を促進し、男性の男女共同参画に関する理解を進め、意識を醸成します。
	(3) 国際社会の一員としての意識の醸成			(2) 国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成	ウ 誰一人取り残さない住みやすい社会の実現を目指して、持続可能な開発目標（SDGs）の中の「ジェンダー平等」について周知を図り、意識づくりに取り組みます。
	(4) 意識改革のための情報収集			(3) 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興対策の推進	エ 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興対策を進めます。
2 地域・社会活動における男女共同参画の意識づくり	(5) 地域の慣習等に対する意識の改革	2と3をひとつにする。	2 男女平等・男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(4) 地域・家庭における男女平等・男女共同参画の意識づくり	ア 従来の慣習・慣行にとらわれることなく、男女がともに能力が発揮できる多様なライフスタイルを選択できるよう、意識づくりに取り組みます。
	(6) 市民参加による意識づくり			(5) 教育の場における男女平等・男女共同参画の意識づくり	イ 子どもの頃から男女平等・男女共同参画の視点に立ちライフプランニングを踏まえた総合的な教育の充実を図ります。
3 教育・保育の場における意識づくり	(7) 幼稚園・保育所・学校でのキャリア教育・学習の充実	2と3をひとつにする。	2 男女平等・男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(5) 教育の場における男女平等・男女共同参画の意識づくり	ウ 生涯を通じて、能力を発揮し、社会活動を実践することができるように、男女平等・男女共同参画の意識づくりに取り組みます。
	(8) 教育の場での保護者の理解の促進			(6) 生涯を通じての男女平等・男女共同参画の意識づくり	
	(9) 生涯を通じた学習機会の充実			(7)(8)(10)を集約	
	(10) 教職員・保育士等の男女共同参画の意識の高揚			(9)	

第2節 女性が活躍できる環境づくり



第2節 男女がともに活躍できる環境づくり

第3次佐久市男女共同参画プラン	
施策の方向	主な施策
4 地域・社会活動における女性の参画促進 女性活躍推進	(11) 男性の家庭における参画の促進
	(12) 方針決定の過程への女性の参画推進
	(13) 地域におけるリーダーの養成
	(14) 地域活動における各種団体等の活動支援
	(15) 防災分野における女性の参画推進
5 働く場における男女の参画の見直し 女性活躍推進	(16) 農業、商工業等の自営業における女性の参画促進
	(17) 女性の職域拡大と管理職への登用
6 男女がともに働きやすい環境の整備促進 女性活躍推進	(18) 子育てを理由に離職した女性の再就職への支援
	(19) 非正規雇用労働者の雇用環境の改善等の促進
	(20) 「女性活躍推進事業主行動計画」に基づいた女性支援の推進
	(21) 女性従業者の少ない技術専門職における女性の就業促進
【重点目標Ⅱ】 7 仕事と子育て・介護の両立できる環境の整備 女性活躍推進	(22) 企業に向けた男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成
	(23) 女性活躍に取り組む優良事例の普及促進
	(24) 企業と連携した男性を中心とした労働慣行の見直しによる女性の活躍促進
	(25) 企業と連携した「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」など関係法制度の普及促進
	(26) 企業と連携した多様な勤務制度の導入や多様な就労形態の普及促進
	(27) 子育て・介護支援体制の充実
	(28) 地域ぐるみでの相互支援体制の充実

第3次⇒第4次
施策の方向
「女性の参画促進」→「男女共同参画の促進」
5と6をひとつにする
変更なし

第4次佐久市男女共同参画プラン		
施策の方向	主な施策	骨子における基本的方向
【重点目標Ⅱ】 3 地域・社会活動における男女共同参画の促進 女性活躍推進	(7) 方針決定の過程への女性の参画推進 (12)	ア 区や公民館等、地域においての方針決定過程への女性の参画を促進します。 イ 各種審議会・委員会などへ意欲と能力のある女性を積極的に登用し、方針決定過程に女性の視点による意見を反映させ女性の活躍を推進します。
	(8) 女性の職域拡大と管理職への登用 (17)	ウ 女性の職域を拡大し、女性の意欲向上と責任ある職への登用拡大に向けた取組を促進します。
	(9) 地域におけるリーダーの養成 (13)	エ 男女ともに地域社会で活躍できるリーダーを育成します。
	(10) 地域活動における各種団体等の活動支援 (14)	オ 男女共同参画定着へ向けた各種団体等の活動を支援します。
4 雇用等における男女共同参画の推進 女性活躍推進	(11) 農業、商工業等の自営業における男女共同参画の促進 (16)	ア 農業、商工業等の自営業における、経営への女性参画の促進と、男女ともに働きやすい環境整備を推進します。
	(12) 結婚・出産・子育て等を理由に離職した女性の再就職への支援 (18)	イ 結婚・出産・子育て等を理由に離職した女性の再就職を支援します。
	(13) 男女の均等な機会と働きやすい職場づくりに向けての雇用環境の整備 (19)(20)(21)(24)を集約	ウ 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画に基づき、働きやすい職場づくりに向けて雇用環境の整備を推進します。
5 仕事と子育て・介護の両立できる環境の整備 女性活躍推進	(14) 企業に向けた男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成 (22)(25)	ア 企業に向けて、男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成を図ります。
	(15) 男女共同参画の推進に取り組む優良事例の普及促進 (23)	イ 男女共同参画を積極的に推進している企業を表彰するとともに、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等の好事例の公表等により、男女共同参画の推進について周知・啓発を図ります。
	(16) 企業と連携した多様な勤務制度の導入や多様な働き方の普及促進 (26)	ウ 多様なライフスタイルの実現に向け、多様な勤務制度の導入や、柔軟な働き方の普及促進に努め、働きやすい職場環境の推進に努めます。
	(17) 子育て・介護支援体制の充実 (27)	エ 出産・子育て・介護等と仕事を両立しながら働き続けることができるよう、子育て・介護支援体制の充実を図ります。
	(18) 地域との連携・協働による相互支援体制の充実 (28)	オ 地域との連携・協働により、相互の活動の活性化を図り、男女共同参画に関する相互支援体制の充実を促進します。

第3節 人権の尊重と安心・安全な社会づくり

第3次佐久市男女共同参画プラン	
施策の方向	主な施策
【重点目標Ⅲ】 8 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	(29) ひとり親家庭の親子等が安心して暮らせる環境の整備
	(30) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	(31) 障がい者や外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備
9 生涯を通じた男女の健康支援	(32) 健康長寿に向けた健康支援の充実
	(33) 妊娠・出産等に関する意識づくりと健康支援
10 男女間のあらゆる暴力の根絶と相談機能の充実	(34) 男女共同参画の視点による人権の尊重と暴力をなくすための環境づくり
	(35) 男女間のあらゆる暴力の根絶
	(36) DVなど暴力に対する相談機能と支援体制の充実

第3次⇒第4次
施策の方向
「困難を抱えた男女」→「困難を抱えた市民」
「男女」を削除
「男女間の」を削除

第4次佐久市男女共同参画プラン		
施策の方向	主な施策	骨子における基本的方向
【重点目標Ⅲ】 6 困難を抱えた市民が安心して暮らせる環境の整備	(19) 多様性と人権が尊重される環境づくり 新規	ア 多様な性のあり方について正しい理解を広め、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的マイノリティに関することも含め、多様性と人権が尊重される環境づくりを進めます。
	(20) 生活上困難を抱えている方が安心して暮らせる環境の整備 (29)	イ ひとり親家庭の親子等の、貧困など生活上の困難に直面する市民等を支援します。 ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、女性の雇用環境や家庭生活に重大な影響を及ぼす状況が深刻化していることから、関係機関と連携し相談支援体制の充実を図ります。
	(21) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 (30)	エ 高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりを支援します。
	(22) 障がい者や外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備 (31)	オ 障がい者、外国籍の市民等が安心して暮らせる環境の整備を図ります。
7 生涯を通じた健康支援	(23) 健康長寿に向けた健康支援の充実 (32)	ア 健康長寿に向け、健康支援や相談機能を充実し、健康増進の取組を展開します。
	(24) 妊娠・出産等に関する意識づくりと健康支援 (33)	イ 女性の性と生殖に関する健康と権利の視点による意識づくりをします。
8 あらゆる暴力の根絶と相談機能の充実	(25) 男女共同参画の視点による人権の尊重と暴力をなくすための環境づくり (34)(35)	ア 性暴力、DV、ストーカー、各種ハラスメントなどあらゆる暴力の根絶を目指し、暴力を容認しない社会を実現するための意識啓発を行います。
	(26) DVなど暴力に対する相談機能と支援体制の充実 (36)	イ DVの被害者等が安心して相談できる体制を整備し、周知を図ります。

基本方針	施策の方向	主な施策	具体的施策内容	令和2年度 事業実績	令和3年度 事業計画	指標名	現状値 (R2年度)	目標値 (R3年度)	担当課
第1節 男女共同参画の視点に立った意識づくり	男女共同参画の視点に立った意識の啓発	(1) 男女共同参画社会づくりの意識の普及	女性のチャレンジ支援、多様な生き方支援、女性に対する暴力を容認しない社会など、男女共同参画社会づくりの意識の普及啓発等を図るため、講演会の開催や資料作成配布をします。	ア 「市民フォーラム」 9月27日(日) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 イ 人権・男女共生フェスティバル 11月29日(日) 佐久平交流センター 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	ア 「市民フォーラム」 9月23日(木・祝) 市民創練センター イ 人権・男女共生フェスティバル 令和3年11月28日(日) 佐久平交流センター 男女共同参画朗読劇	「男女共同参画社会」という用語の周知度	31.0% (令和2年度 市民意識調査)	50%	人権同和課 (人権教育 男女共生係)
		(2) 男女共同参画のメリットと意識の啓発	条例施行の周知とともに、家庭・地域・職場における男女共同参画の視点に立ったメリットの広報や男女共同参画用語の周知、また、意識づくりの啓発をします。	地域における人権同和教育講座に併せパンフレット「すべての人が輝くために」配布など	地域における人権同和教育講座に併せパンフレット「すべての人が輝くために」配布など	—	—	—	人権同和課 (人権教育 男女共生係)
		(3) 国際社会の一員としての意識の醸成	日本は国際的にみると、男女平等は進んでいないため、国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成を図ります。	ア 多世代意見交換ワークショップ 令和3年2月13日(土) 佐久平交流センター 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 (パートナーシップ佐久主催)	ア 学習会・講演会の開催 (パートナーシップ佐久主催)	—	—	—	人権同和課 (人権教育 男女共生係)
		国際交流ネットワーク佐久・佐久市国際交流ボランティア合同会議等国際交流団体と連携し、国際社会の一員として男女共同参画の視点に立った国際交流の推進を図ります。	ア 国際交流フェスティバル 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 イ 国際交流サロン 全2回開催 ・12月20日(日) 浅間会館 39人 「国際交流クリスマス会」 ・2月28日(日) 浅間会館 12人 「桃の節句の桜餅を作ろう」	ア 国際交流フェスティバル 9月5日(日) 佐久市総合体育館 イ 国際交流サロン 全5回開催予定 「ゆかたで茶道」 「多国籍料理教室」 「多言語交流ワークショップ」 「国際交流クリスマス会」 「ひなまつり会」 ※開催時期は未定	国際交流フェスティバル・サロンの参加者数	フェスティバル：0人 サロン：延51人	フェスティバル：2,800人 サロン：延170人	移住交流推進課 (交流推進係)	

基本方針	施策の方向	主な施策	具体的施策内容	令和2年度 事業実績	令和3年度 事業計画	指標名	現状値 (R2年度)	目標値 (R3年度)	担当課
			中学生の海外研修事業・子ども交流研修を実施する中で男女共同参画の視点に立った、国際理解と国際感覚を身につけます。	<p>・ふるさと創生人材育成事業(中学生海外研修)</p> <p>ア モンゴル国 一般家庭や遊牧民宅のゲルでのホームステイ、子ども交流会をとおしてスフバートル区の子どもたちとの相互理解を深め、国際的視野を広げる。</p> <p>イ エストニア共和国 一般家庭でのホームステイ、キャンプ地で現地学生との交流をとおしてサク市の子どもたちとの相互理解を深め、国際的視野を広げる。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためいずれも中止</p> <p>・ふるさと創生人材育成事業(子ども交流研修)</p> <p>ア モンゴル国ウランバートル市スフバートル区日本の一般家庭でのホームステイ、中学校体験入学等をとおして友好関係を深める。</p> <p>イ エストニア共和国サク市 日本の一般家庭でのホームステイ、中学校体験入学等をとおして友好関係を深める。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためいずれも中止</p>	<p>・ふるさと創生人材育成事業(子ども交流研修)</p> <p>ア モンゴル国ウランバートル市スフバートル区日本の一般家庭でのホームステイ、中学校体験入学等をとおして友好関係を深める。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止の場合あり</p>	—	—	—	生涯学習課 (青少年係)
		(4)意識改革のための情報収集	男女共同参画社会における市民意識調査を実施・分析し、施策の現状と課題から対策に生かします。市内全域は5年ごとに、また市民フォーラム開催時に実施します。	<p>ア 講座に合わせアンケート調査「市民フォーラム」 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>イ 5年ごとの市民意識調査の実施：令和2年度実施</p>	ア 講座に合わせアンケート調査	—	—	—	人権同和課 (人権教育 男女共生係)
	男2 女共 地域 共同 参画 社会 意識 づく り お け る	(5)地域の慣習等に対する意識の改革	従来の慣習・慣行にとらわれることなく、男女がともに能力を発揮できる多様なライフスタイルを選択できるよう、意識づくりに取り組みます。	男女共生ネットワークによる朗読劇「人権・男女共生フェスティバル」 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	男女共生ネットワークによる朗読劇	—	—	—	人権同和課 (人権教育 男女共生係)
			従来の慣習・慣行による性別に基づく固定観念に捉われることなく、男女がともに能力が発揮できる市職員の意識づくりに取り組みます。	人権同和研修会(全職員対象) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	研修会企画、検討、開催	市職員を対象とした男女共生参画に関する研修会の開催	—	1回	総務課 (人事係)

基本方針	施策の方向	主な施策	具体的施策内容	令和2年度 事業実績	令和3年度 事業計画	指標名	現状値 (R2年度)	目標値 (R3年度)	担当課
		(6) 市民参加による意識づくり	男女共同参画意識づくりの推進団体である「佐久市男女共生ネットワーク」と連携を図りながら、多くの市民が参加しやすい各種講演会や研修会などを開催し、意識啓発活動を行います。	ア 「市民フォーラム」 9月27日(日) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 イ 人権・男女共生フェスティバル 11月29日(日)佐久平交流センター 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	ア 「市民フォーラム」 9月23日(木・祝)市民創練センター イ 人権・男女共生フェスティバル 令和3年11月28日(日)佐久平交流センター 男女共同参画朗読劇	—	—	—	人権同和課 (人権教育 男女共生係)
	3 教育・ 保育の 場にお ける 意識づ くり	(7) 幼稚園・保育所・学校でのキャリア教育・学習の充実	児童生徒の男女共同参画に関する理解を促進し、将来のキャリア形成ができるよう教育の推進を図ります。【女性活躍進】	小中学校では、社会科や道徳科を中心に男女平等・男女共同参画などを学ぶ人権教育を行った。また、授業以外に、人権週間等の取り組みを通して男女共同参画も含め幅広く人権意識の涵養を図った。	各小中学校では、社会科や道徳科を中心に男女平等・男女共同参画などを学ぶ人権教育を行う。また、授業以外に、人権週間等の取組を通して男女共同参画も含め幅広く人権意識の涵養を図る。	—	—	—	学校教育課 (学務係)
			一人ひとりの人権を尊重し、その個性を伸ばす保育を実施することで、男女平等への理解を深めます。	公立保育園15園において、一人ひとりの人権を尊重した保育を実施	公立保育園15園において、一人ひとりの人権を尊重した保育を実施	—	—	—	子育て支援課 (保育係)
		(8) 教育の場での保護者の理解の促進	保護者に対し、男女共同参画についての啓発パンフレットなどを配布し情報提供を行います。	関係団体等から送付された啓発資料等について学校を通じて情報提供を行った。	関係団体等から送付された啓発資料等について学校を通じて情報提供を行う。	—	—	—	学校教育課 (学務係)
			保護者に対し、子供の頃からの、男女共同参画の視点に立った教育の重要性についての理解の促進を図るため、情報提供を行います。	担当課と連携し、保護者に対する情報提示を行った。	担当課と連携し、保護者に対する情報提示を行う。	—	—	—	子育て支援課 (保育係)
		(9) 生涯を通じた学習機会の充実	生涯にわたって能力を発揮し、社会活動を実践することができるように、市民が自主的に取り組む学習の機会を提供します。【女性活躍推進】	子どもの頃から視点を持てるよう、保護者を対象としたチラシ配布(家族映画会中止のため、令和2年度は配布なし。)	子どもの頃から視点を持てるよう、保護者を対象としたチラシ配布	—	—	—	人権同和課 (人権教育 男女共生係)

基本方針	施策の方向	主な施策	具体的施策内容	令和2年度 事業実績	令和3年度 事業計画	指標名	現状値 (R2年度)	目標値 (R3年度)	担当課
			各地域での育成活動や、ジュニアリーダー研修をはじめとする青少年健全育成事業を推進します。	ア ジュニアリーダー研修 実施回数 年15回 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 イ 佐久市子どもまつり 令和2年7月5日(日) 野沢会館 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ウ 佐久市青少年健全育成市民集会 1月17日(日) 市民創練センター 講演会等 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 エ 銀河連邦子ども留学交流事業 令和2年8月5日(水)～8月7日(金) 実施場所：北海道大樹町 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	ア ジュニアリーダー研修 令和3年6月5日(土)～令和4年1月23日(日) 実施回数 年15回 予定 イ 佐久市子どもまつり 令和3年7月11日(日) 市民創練センター ウ 佐久市青少年健全育成市民集会 令和3年11月27日(土) 佐久平交流センター 講演会・中学生による意見発表予定 エ 銀河連邦子ども留学交流事業 令和3年7月下旬～8月上旬予定 実施場所：北海道大樹町	—	—	—	生涯学習課 (青少年係)
			公民館において、子育て世代を対象とした学習活動を行う際、男女共同参画の視点に立ち、その重要性について理解を促すとともに、「男性向け料理講座」など、日常生活の自立に役立つ講座などを実施していきます。	ア 乳幼児期学級の開催 4教室(中央・東、浅間、中込、野沢・白田教室) それぞれ6回開催 内容：リズム体操、遠足など 延べ参加者数：346組、750人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部内容を変更して実施 イ 創練の森 子ども公民館の開催 8月8日(土) 市民創練センター 【飛行機はなぜ飛ぶの?】 参加者数：子ども16人、大人11人 【粘土でミニチュアスイーツを作ろう!】 参加者数：子ども14人、大人8人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年よりも講座数及び定員数を削減しての開催 ウ 男性を対象とした講座の開催 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、料理教室はほぼ中止、また、男性のみを対象としたその他講座も設営できなかった。その中でも定員に対し男性の参加割合が多かった講座を抜粋 【防災教室～避難所はどこ?～】 9月3日(木) 白田公民館 内容：座学、避難所運営ゲーム 参加者数：男性4人 【初心者ボランティア講座】 9月11日(金)、18日(金) 野沢公民館 内容：座学、グループワーク 参加者数：男性7人	ア 乳幼児期から児童期の子育てにおいて男女共同参画の推進を図るため、「乳幼児学級」を開催する イ 親子の触れ合う時間を作るため、子どもたちの夏休み期間中を中心に「子ども公民館」を開催する ウ 男性の家事など、日常生活の自立を促すきっかけづくりとなる公民館講座を実施する	—	—	—	中央公民館

基本方針	施策の方向	主な施策	具体的施策内容	令和2年度 事業実績	令和3年度 事業計画	指標名	現状値 (R2年度)	目標値 (R3年度)	担当課
		(10) 教職員・保育士等の男女共同参画の意識の高揚	教職員の男女共同参画意識の高揚を図るため、啓発資料や広報資料の提供を行います。	関係団体等から送付された啓発資料等について学校を通じて情報提供を行った。	関係団体等から送付された啓発資料等について学校を通じて情報提供を行う。	学校教育の場は男女平等だと思う市民の割合	55.1% (令和2年度 市民意識調査)	80%	学校教育課 (学務係)
			保育士の男女共同参画意識の高揚を図るため、啓発資料や広報資料の提供を行います。	担当課と連携し、保育士に対し資料提供を行った。	担当課と連携し、保育士に対し資料提供を行う。	—	—	—	子育て支援課 (保育係)
第2節 女性が活躍できる環境づくり	4 地域・社会活動における女性の参画促進	(11) 男性の家庭における参画の促進	女性の地域・社会活動における参画を推進するため、男性の家庭における家事・子育て・介護への参画を促進します。【女性活躍推進】	ア FMさくいだいらでの広報 イ 区など地域における人権同和学习会に併せチラシ配布 ウ 6月23日～29日の「男女共同参画週間」に市広報紙やHPで啓発	ア FMさくいだいらでの広報 イ 区など地域における人権同和学习会に併せチラシ配布 ウ 6月23日～29日の「男女共同参画週間」に市広報紙やHPで啓発	—	—	—	人権同和課 (人権教育男女共生係)
		(12) 方針決定の過程への女性の参画推進	女性の視点による意見を市政等に反映できるよう、各種審議会委員への公募枠を含めた女性の積極的な登用を推進します。【女性活躍推進】	ア 各課等への審議会委員に積極的な女性の登用について依頼	ア 各課等への審議会委員に積極的な女性の登用について依頼 イ 女性活躍人材バンクの活用	審議会等における女性委員の登用率	25.3%	33%	人権同和課 (人権教育男女共生係)
			広く市民の意見を聴取するために、市が設置する審議会等の委員に公募枠を設け、市民が市政に参画する機会を設けます。【女性活躍推進】	ア 市民に対し、審議会等委員の公募情報を周知する 令和2年度実績・・・9件 イ インターネット市政モニターアンケートを活用し、市政参加を図る 令和2年度実績・・・0件	ア 市民に対し、審議会等委員の公募情報を周知する イ インターネット市政モニターアンケートを活用し、市政参加を図る	—	—	—	広報広聴課 (広聴市民活動係)
			地域の基盤を支える区等の運営に女性の視点による意見を一層反映出来るよう働き掛けます。【女性活躍推進】	第3回区長会理事会においてリーフレットを配布 第3次男女共同参画プランの一層の周知を図るとともに女性の区政参加の必要性を説明	区長会理事会においてリーフレットを配布予定 引き続き、第3次男女共同参画プランの一層の周知を図るとともに女性の区政参加の必要性を促す	—	—	—	総務課 (総務係)
			地域の基盤を支える活動である区や公民館等における方針決定過程に、女性の視点による意見を反映させるため、女性の参画を促進します。【女性活躍推進】	ア 女性の公職参加状況調査 イ 女性の登用について地域公民館の会議において依頼(書面会議のため、会議資料の送付に合わせて、女性役員の登用についての依頼文書を送付)	ア 女性の公職参加状況調査 イ 女性の登用について地域公民館の会議等において依頼	—	—	—	人権同和課 (人権教育男女共生係)

基本方針	施策の方向	主な施策	具体的施策内容	令和2年度 事業実績	令和3年度 事業計画	指標名	現状値 (R2年度)	目標値 (R3年度)	担当課
		(13) 地域におけるリーダーの養成	女性リーダーの養成研修を開催し、地域社会で活躍できるリーダーを育成します。【女性活躍推進】	ア 研修 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度へ延期	ア研修 ・市内研修 ・議会傍聴 9月 ・市内施設見学 ・市政を学ぶ会 ・市等主催の講演会、各種事業への参加	—	—	—	人権同和課 (人権教育 男女共生係)
		(14) 地域活動における各種団体等の活動支援	女性リーダー養成研修修了生で構成される「パートナーシップ佐久」などの女性団体等による、男女共同参画定着へ向けた、地域課題把握の自発的学習と、課題解決に向けた取組を支援します。【女性活躍推進】	国・県などが主催する、全国会議(東京)【オンライン開催】・あいとぴあフォーラム(県)【中止】・NWE Cフォーラム(国立女性教育会館)【オンライン開催】・日本女性会議(愛知県刈谷市)【オンライン開催】などへの研修派遣と、市女性リーダー養成研修生や男女共生ネットワーク会員の参加支援	国・県などが主催する、全国会議(東京)・あいとぴあフォーラム(県)・NWE Cフォーラム(国立女性教育会館)・日本女性会議(甲府市)などへの研修派遣と、市女性リーダー養成研修生や男女共生ネットワーク会員の参加支援(オンラインでの実施、もしくは中止の場合あり)	—	—	—	人権同和課 (人権教育 男女共生係)
		(15) 防災分野における女性の参画推進	防災分野における被災時の男女のニーズの違いなど、女性の視点を踏まえ市の防災会議における女性委員の登用を推進します。	ア 男女双方の視点に配慮した、佐久市総合防災訓練(主催:佐久市、佐久市防災会議) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 イ 出前講座等による防災周知と女性の参画促進(参加者267人)	ア 男女双方の視点に配慮した、佐久市総合防災訓練(主催:佐久市、佐久市防災会議) イ 出前講座等による防災周知と女性の参画促進	—	—	—	危機管理課 (危機管理係)
			女性消防団員の積極的入団を促進することで、女性のチャレンジ支援と、女性の視点を踏まえた防災活動による住民の理解を深め、消防団の充実・強化を図ります。	ア 女性消防団員の募集 ・エフエム佐久平「佐久市からのお知らせ」実施 ・各種イベント(成人式等)における女性消防団員加入について呼びかけを実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	ア 女性消防団員の募集 ・市広報誌「サクライフ」2月号 ・市ホームページに掲載 ・エフエム佐久平「佐久市からのお知らせ」 イ 消防団音楽隊の定期演奏会等における女性消防団員加入について呼びかけ 令和3年度までに女性団員数57人を確保	女性消防団員の加入促進	48人	57人	危機管理課 (消防団係)
女5 の 参 画 の 場 見 に お し ける 男		(16) 農業、商工業等の自営業における女性の参画促進	家族経営協定など関係法制度の周知・啓発を行い、農業経営への女性の参画を促進します。【女性活躍推進】	佐久市認定農業者等で家族経営をしている皆さんに制度の周知、相談対応を実施。 また、佐久農業農村支援センターやJ A等各関係機関と情報共有を行った。	佐久市認定農業者等で家族経営をしている皆さんに制度の周知、相談対応を実施し、引き続き農業経営への女性の参画を促進します。	農業における家族経営協定の締結数	0件	10件	農政課 (農政係)
			商工業の自営業における経営への女性の参画促進と、環境整備を支援します。【女性活躍推進】	空き店舗補助金や県制度資金の創業支援資金による創業支援	空き店舗補助金や県制度資金の創業支援資金による創業支援	—	—	—	商工振興課 (商業振興労政係)

基本方針	施策の方向	主な施策	具体的施策内容	令和2年度 事業実績	令和3年度 事業計画	指標名	現状値 (R2年度)	目標値 (R3年度)	担当課
		(17) 女性の職域拡大と管理職への登用	市職員における男女共に働きやすい職場風土作りのため、管理監督職にワーク・ライフ・バランス推進をはじめとする職場づくりの意識を醸成し、職員間の相互理解と協力関係を培うとともに、計画的なキャリア形成により女性職員の職域を拡大し、管理職への登用を推進します。 【女性活躍推進】	性別に関係なく、職務の経験や実績をもとに管理・監督職への登用を図り、公平公正な管理・監督職への職員配置	性別に関係なく、職務の経験や実績をもとに管理・監督職への登用を図り、公平公正な管理・監督職への職員配置	市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	14.4% (令和2年度)	15%	総務課 (人事係)
6 男女がともに働きやすい環境の整備促進	(18) 子育てを理由に離職した女性の再就職への支援	子育てを理由に退職した女性の再就職に向けた相談の場を設け支援します。【女性活躍推進】	子育て期の女性就業相談会 場所：児童館及びつどいの広場 相談時間：午前10時～午前11時30分	子育て期の女性就業相談会 場所：児童館及びつどいの広場 相談時間：午前10時～午前11時30分	再就職支援により子育て期に再就職した女性数	36人	45人	子育て支援課 (子育て支援係)	
	(19) 非正規雇用労働者の雇用環境の改善等の促進	非正規雇用労働者の雇用環境の改善等の取組を促進します。 【女性活躍推進】	ア 商工振興課窓口パンフレット設置、市内事業所にパンフレット配布、ポスターの掲示、HPへの掲載 イ 就職ガイダンスにおいて参加企業39社、参加者30名に男女共同参画推進事業者の取組一覧を配布	ア 商工振興課窓口パンフレット設置、市内事業所にパンフレット配布、ポスターの掲示、HPへの掲載 イ 就職ガイダンスにおいて、男女共同参画推進事業者の取組一覧を配布	—	—	—	商工振興課 (商業振興労政係)	
	(20) 「女性活躍推進事業主行動計画」に基づいた女性支援の推進	企業におけるポジティブアクションに位置付けられる、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」に基づいた女性の支援において、市では、企業等からの問合せなどに応じた関係機関の紹介や、機会を捉えた有用な情報の提供に努めます。 【女性活躍推進】	企業等からの問合せなどに応じた関係機関の紹介	企業等からの問合せなどに応じた関係機関の紹介	—	—	—	人権同和課 (人権教育男女共生係)	
	(21) 女性の従業者の少ない技術専門職における女性の就業促進	女性の従業者の少ない建設業、林業、技術専門職などにおける、女性の就業を促進します。 【女性活躍推進】	ア 中小企業者資格取得費補助金により人材育成や雇用の確保を支援 イ 就職支援員による就職相談、職業紹介の実施	制度の周知、男性職員に対しての育児休暇の奨励、育児休業取得時における会計年度任用職員等配置	制度の周知、男性職員に対しての育児休暇の奨励、育児休業取得時における会計年度任用職員等の配置	市男性（対象）職員の育児休業取得率 ①育児休業取得率 ②配偶者出産支援休暇及び育児参加休暇の合計	① 0% ② 11.1% (令和元年度)	① 5%以上 ② 5日以上の取得率 100%	総務課 (人事係)
		(21) 女性の従業者の少ない技術専門職における女性の就業促進	女性の従業者の少ない建設業、林業、技術専門職などにおける、女性の就業を促進します。 【女性活躍推進】	ア 中小企業者資格取得費補助金により人材育成や雇用の確保を支援 イ 就職支援員による就職相談、職業紹介の実施	ア 中小企業者資格取得費補助金により人材育成や雇用の確保を支援 イ 就職支援員による就職相談、職業紹介の実施	—	—	—	商工振興課 (商業振興労政係)

基本方針	施策の方向	主な施策	具体的施策内容	令和2年度 事業実績	令和3年度 事業計画	指標名	現状値 (R2年度)	目標値 (R3年度)	担当課
7 仕事と子育て・介護の両立できる環境の整備		(22) 企業に向けた男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成	多様な勤務制度の導入や、柔軟な働き方の推進など、企業に向けた働き方改革の促進と、男性の男女共同参画に関する理解を促進し意識の醸成を図ります。【女性活躍推進】	ア 商工振興課窓口パンフレット設置、市内事業所パンフレット配布、ポスターの掲示、HPへの掲載 イ 就職ガイダンスにおいて参加企業39社、参加者30名に男女共同参画推進事業者の取組一覧を配布	ア 商工振興課窓口パンフレット設置、市内事業所パンフレット配布、ポスターの掲示、HPへの掲載 イ 就職ガイダンスにおいて、男女共同参画推進事業者の取組一覧を配布	「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	28.3% (令和2年度 市民意識調査)	35%	商工振興課 (商業振興労政係)
		(23) 女性活躍に取り組む優良事例の普及促進	女性の活躍に積極的な事業者を表彰するなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業者の好事例の公表により、女性の活躍を推進します。【女性活躍推進】	ア 男女共同参画推進事業者2事業者を表彰表彰式 2月19日(金)ワークテラス佐久 佐久ケーブルテレビでの放映、パネル展示、市HPに掲載するなど、模範取組について紹介	ア 男女共同参画推進事業者表彰 佐久ケーブルテレビでの放映、パネル展示、市HPに掲載するなど、模範取組について紹介	—	—	—	人権同和課 (人権教育 男女共生係)
		(24) 企業と連携した男性を中心とした労働慣行の見直しによる女性の活躍促進	女性の職業生活における活躍を推進するため、男性を中心とした労働慣行の見直しと、男性の家事・子育て・介護への参画を促進します。【女性活躍推進】	ア 商工振興課窓口パンフレット設置、市内事業所パンフレット配布、ポスターの掲示、HPへの掲載 イ 市の中小企業向け融資制度の「子育て応援資金」により、「社員の子育て応援宣言！」登録企業や、オールマイティパスの協賛事業所を支援 ウ 就職ガイダンスにおいて、男女共同参画推進事業者の取組一覧を配布	ア 商工振興課窓口パンフレット設置、市内事業所パンフレット配布、ポスターの掲示、HPへの掲載 イ 市の中小企業向け融資制度の「子育て応援資金」により、「社員の子育て応援宣言！」登録企業や、オールマイティパスの協賛事業所を支援 ウ 就職ガイダンスにおいて、男女共同参画推進事業者の取組一覧を配布	「社員の子育て応援宣言！」登録企業数	90社	84社	商工振興課 (商業振興労政係)
		(25) 企業と連携した「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」など関係法制度の普及促進	「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」など関係法及び各種制度の周知と、活用の促進を図ります。【女性活躍推進】	ア 商工振興課窓口パンフレット設置、市内事業所パンフレット配布、ポスターの掲示、HPへの掲載 イ 市の中小企業向け融資制度の「子育て応援資金」により、「社員の子育て応援宣言！」登録企業や、オールマイティパスの協賛事業所を支援 ウ 就職ガイダンスにおいて、男女共同参画推進事業者取組一覧を配布	ア 商工振興課窓口パンフレット設置、市内事業所パンフレット配布、ポスターの掲示、HPへの掲載 イ 市の中小企業向け融資制度の「子育て応援資金」により、「社員の子育て応援宣言！」登録企業や、オールマイティパスの協賛事業所を支援 ウ 就職ガイダンスにおいて、男女共同参画推進業者取組一覧を配布	—	—	—	商工振興課 (商業振興労政係)
		(26) 企業と連携した多様な勤務制度の導入や多様な就労形態の普及促進	短時間正社員制度や在宅勤務制度など多様な勤務制度の導入や、所定外労働時間短縮や多様な就労形態の普及促進を図ります。【女性活躍推進】	ア 商工振興課窓口パンフレット設置、市内事業所パンフレット配布、ポスターの掲示、HPへの掲載 イ 就職ガイダンスにおいて参加企業39社、参加者30名に男女共同参画推進事業者の取組一覧を配布	ア 商工振興課窓口パンフレット設置、市内事業所パンフレット配布、ポスターの掲示、HPへの掲載 イ 就職ガイダンスにおいて、男女共同参画推進事業者の取組一覧を配布	—	—	—	商工振興課 (商業振興労政係)

基本方針	施策の方向	主な施策	具体的施策内容	令和2年度 事業実績	令和3年度 事業計画	指標名	現状値 (R2年度)	目標値 (R3年度)	担当課
		(27) 子育て・介護支援体制の充実	乳児保育、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育等、保護者の就労支援のための特別保育のさらなる充実を図ります。【女性活躍推進】	<p>ア 乳児保育 生後4ヶ月程度の乳児から利用できる(0歳児) 実施保育園：公立15園、私立9園</p> <p>イ 延長保育 通常の保育時間(8時間)を超え閉所時まで利用できる 実施保育園：公立15園、私立9園</p> <p>ウ 一時保育 保護者の緊急時に利用できる 保育期間：1ヶ月に12日程度を限度 実施保育園：公立6園、私立7園</p> <p>エ 休日保育 日曜・祝日に利用できる 実施保育園：岩村田(公立)、岸野(私立)、ひまわり(私立)</p> <p>オ 病児・病後児保育 児童が病気の治療中や回復期にあるときに、集団保育が適当ではない場合に利用できる 実施保育園：浅間総合病院(病児)、岸野(病後児)</p>	<p>ア 乳児保育 生後4ヶ月程度の乳児から利用できる(0歳児) 実施保育園：公立15園、私立9園</p> <p>イ 延長保育 通常の保育時間(8時間)を超え閉所時まで利用できる 実施保育園：公立15園、私立9園</p> <p>ウ 一時保育 保護者の緊急時に利用できる 保育期間：1ヶ月に12日程度を限度 実施保育園：公立6園、私立7園</p> <p>エ 休日保育 日曜・祝日に利用できる 実施保育園：岩村田(公立)、岸野(私立)、ひまわり(私立)</p> <p>オ 病児・病後児保育 児童が病気の治療中や回復期にあるときに、集団保育が適当ではない場合に利用できる 実施保育園：浅間総合病院(病児)、岸野(病後児)</p>	—	—	—	子育て支援課 (保育係)
			仕事と家庭の両立を支援するため、子どもたちの居場所となる児童館や、放課後児童クラブの内容検討により男女がともに働きやすい環境の整備を進めます。【女性活躍推進】	児童館等に寄せられた声などを基に、今後の事業整備にどう生かせるか検討	児童館等に寄せられた声などを基に、今後の事業整備にどう生かせるか検討	児童館利用人数	延150,209人	延273,000人	子育て支援課 (子育て支援係)
			地域で孤立しがちな母親等を支援するため、市内児童館を巡回し、育児相談や育児に関する情報提供のほか、母親等が交流する場を提供することにより、安心して社会参画できるよう子育て支援を図ります。【女性活躍推進】	<p>子育てサロン 対象者：就学前のお子さんと保護者等 開催時間：午前9:30～午前11:30 場所：市内18か所の児童館 あいとびあ白田 内容：お散歩、砂場、ゲーム、手遊び、育児相談、育児講座</p>	<p>子育てサロン 対象者：就学前のお子さんと保護者等 開催時間：午前9:30～午前11:30 場所：市内18か所の児童館 あいとびあ白田 内容：お散歩、砂場、ゲーム、手遊び、育児相談、育児講座</p>	子育てサロンの参加者数	4,009人	7,400人	子育て支援課 (子育て支援係)

基本方針	施策の方向	主な施策	具体的施策内容	令和2年度 事業実績	令和3年度 事業計画	指標名	現状値 (R2年度)	目標値 (R3年度)	担当課
			子育て専門相談員による子育てに関する悩みの相談・助言、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て講座の開催や、子育てサークルへの支援を行うことにより、安心して社会参画できるよう子育て支援を図ります。 【女性活躍推進】	つどいの広場 対象者：就学前のお子さんと保護者等 ・サングリモ中込つどいの広場 (毎週月、火、水、金、土の午前9:00～午後4:00) ・あさしな保育園内子育て支援室 (毎週月・水・金の午前9:00～午後2:00) ・もちづき保育園内さくらんぼ広場 (毎週月・火・水・木の午前9:00～午後2:00) ・イオンモール佐久平わくわくランドU-6 (毎週月・火・水の午前10:00～午後4:00) ・うすだ健康館つどいの広場 (毎週月・水・木・金の午前9:00～午後2:00)	つどいの広場 対象者：就学前のお子さんと保護者等 ・サングリモ中込つどいの広場 (毎週月、火、水、金、土の午前9:00～午後4:00) ・あさしな保育園内子育て支援室 (毎週月・水・金の午前9:00～午後2:00) ・もちづき保育園内さくらんぼ広場 (毎週月・火・水・木の午前9:00～午後2:00) ・中佐都児童館内つどいの広場 (毎週月・火・水・木の午前9:00～正午) ・うすだ健康館つどいの広場 (毎週月・水・木・金の午前9:00～午後2:00)	つどいの広場 参加者数	13,361人	24,000人	子育て支援課 (子育て支援係)
			佐久市老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉及び、介護サービスの充実を図ります。【女性活躍推進】	ア 地域包括ケアシステムの推進 イ 高齢者支援サービスの推進 ウ 介護保険の適正な運営と介護基盤の整備 エ 高齢者の権利擁護の推進	ア 地域包括ケアシステムの推進 イ 高齢者支援サービスの推進 ウ 介護保険の適正な運営と介護基盤の整備 エ 高齢者の権利擁護の推進	—	—	—	高齢者福祉課 (高齢者事業係) (高齢者支援係) (介護保険事業係) (介護保険給付係)
		(28) 地域ぐるみでの相互支援体制の充実	信州型コミュニティスクールの運用により、地域団体と学校のマッチングにより相互の活動の活性化を図ります。【女性活躍推進】	各小中学校がコミュニティスクールを通じて地域との連携を図りながら、男女が互いに理解し、協力していける態度と意識の育成を図った。	各小中学校がコミュニティスクールを通じて地域との連携を図りながら、男女が互いに理解し、協力していける態度と意識の育成に努める。	—	—	—	学校教育課 (学務係)
			地域課題の解決に向け、「佐久市市民活動サポートセンター」が核となり、市民との協働による支援体制の充実を図るため、地域団体やシニア世代グループ等を結びつけるネットワークを構築します。【女性活躍推進】	ア NPOカフェ開催 (6回 延べ97人参加) イ 団体・人材育成講座 (7回 延べ81人参加) ウ 市民活動、地域課題に関する相談対応 (相談件数122件) エ 市民活動に関する情報収集と活用、提供及び発信 (団体訪問・取材92団体・情報提供597件・情報発信507件)	ア 協働につながる交流・対話を促進する「NPOカフェ」の開催 イ 市民活動団体や新たな人材の発掘・育成を図る各種講座等の開催 ウ 市民活動、地域課題に関する相談・解決に向けたコーディネート エ 市民活動に関する情報収集と活用、提供及び発信	—	—	—	広報広聴課 (広聴市民活動係)

基本方針	施策の方向	主な施策	具体的施策内容	令和2年度 事業実績	令和3年度 事業計画	指標名	現状値 (R2年度)	目標値 (R3年度)	担当課
第3節 人権の尊重と安心な社会づくり	8 困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	(29) ひとり親家庭の親子等が安心して暮らせる環境の整備	ひとり親家庭の親に対して、就業に有利な資格等の取得や就業等に関する相談支援を行い、経済的自立を促進します。【女性活躍推進】	広報・HPなどで記事を掲載	広報・HPなどで記事を掲載	①自立支援教育訓練給付金事業給付対象者 ②高等職業訓練促進給付金事業給付対象者 ③高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業給付対象者	① 2人 ② 3人 ③ 0人	① 1人 ② 5人 ③ 1人	子育て支援課 (子育て支援係)
		(30) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備	高齢者の生きがいくりと社会参加活動を促進するため、住民主体の活動や生活支援のボランティアなどに地域の支え手として参画し、生き生きと活躍できる環境づくりを支援します。	お達者応援団育成塾を実施する。 (1) 基礎講座 5月21日～2月18日までの10回シリーズ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 (2) レベルアップ講座 8月25日～12月1日までの7回シリーズ 延べ103名	お達者応援団育成塾を実施する。 (1) 基礎講座 6月～12月までの8回シリーズを予定 (2) レベルアップ講座 昨年「基礎講座」を実施していないため無し	—	—	—	高齢者福祉課 (高齢者支援係)
		健康長寿で暮らせるよう、介護予防・自立支援の推進をします。	介護予防事業を開催する。 ・転倒骨折予防教室 延べ2,795人 ・はつらつ音楽サロン 延べ0人 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) ・脳いきいき健康教室 延べ281人 ・栄養改善教室 延べ73人 ・おでかけリハビリテーション 延べ213人 ・認知症講演会 延べ42人	介護予防事業を開催する。 ・転倒骨折予防教室 ・はつらつ音楽サロン ・脳いきいき健康教室 ・栄養相談 ・おでかけリハビリテーション ・認知症講演会	健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）	男性 80.98歳 女性 85.45歳 (令和元年度)	男性 延伸 女性 延伸	高齢者福祉課 (高齢者支援係)	
		高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活が続けられるよう保健・医療・福祉を総合して、必要なサービスにつなげる身近な相談窓口である地域包括支援センターの周知を図ります。	地域包括支援センターのパンフレットを配布し、周知を図る。 ・65歳の方へ介護保険証を送付する際にパンフレットを同封する。1,271人 ・75歳・80歳おたっしや訪問時にパンフレットを配布する。 75歳 772人 80歳 875人	地域包括支援センターのパンフレットを配布し、周知を図る。 ・65歳の方へ介護保険証を送付する際にパンフレットを同封する。 ・75歳・80歳おたっしや訪問時にパンフレットを配布する。	—	—	—	高齢者福祉課 (高齢者支援係)	

基本方針	施策の方向	主な施策	具体的施策内容	令和2年度 事業実績	令和3年度 事業計画	指標名	現状値 (R2年度)	目標値 (R3年度)	担当課
		(31) 障がい者や外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備	障がい者が安心して暮らせる環境の整備を図り、自立と社会参加の促進を図ります。	ア 障害者相談支援センターとの連携 イ 障害者就業・生活支援センター事業との連携 ウ 就労移行支援事業所との連携	ア 障害者相談支援センターとの連携 イ 障害者就業・生活支援センター事業との連携 ウ 就労移行支援事業所との連携	障がい者に対する就業・生活支援事業による就職件数	26件(R2年度)	31件	福祉課 (療育支援係)
			外国籍市民の多文化共生の観点から、多様性を生かした交流事業や相談業務などの支援に努めます。	ア 外国人登録の多いタイ・中国・ブラジルの外国籍の支援推進員を配置し、通訳・翻訳・相談等に対応 イ 転入者へのご案内文書の外国語翻訳(英語、タイ語、中国語、ポルトガル語)	ア 外国人登録の多いタイ・中国・ブラジルの外国籍の支援推進員を配置し、通訳・翻訳・相談等に対応 イ 佐久市生活ガイドブックの外国語翻訳(中国語・ポルトガル語)	—	—	—	移住交流推進課 (交流推進係)
	9	生涯を通じた男女の健康の支援	(32) 健康長寿に向けた健康支援の充実	ア 市広報紙「サクライフ」、FMさくいだいら、HPにより、特定健診、特定保健指導、がん検診等の周知 イ 電話勧奨(679名)、はがき(15,522通)、回覧での受診勧奨 ウ イベントでのPR活動、各種団体への広報を実施し受診率の向上を図った	ア 市広報紙「サクライフ」、FMさくいだいら、HPにより、特定健診、特定保健指導、がん検診等の周知 イ 電話勧奨、はがき、回覧での受診勧奨 ウ イベントでのPR活動、各種団体への広報を実施し受診率の向上を図る	—	—	—	健康づくり推進課 (健診推進係)
			こころの相談窓口を充実し、こころの健康に関する啓発事業を行います。また、研修等により、相談担当職員の資質の向上を図ります。	ア 心といのちの支援相談員設置(週5日) 相談専用直通電話(フリーダイヤル) 相談件数:644件 イ こころの健康づくり講座 11/19 1回実施 39名 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回の開催 ウ 自殺予防ゲートキーパー研修 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 エ 心といのちの総合相談会 8/25:12組15件、12/14:13組15件 オ 中学生向け自殺予防事業 (パンフレット配布+ミニ講話) ミニ講話は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1校のみ(207名) 中学1~3年+職員へ配布 2,890部	ア 心といのちの支援相談員設置(週5日) 相談専用直通電話(フリーダイヤル) イ こころの健康づくり講座 6/3、7/8 ウ 自殺予防ゲートキーパー研修 初級編 10/12 中級編 11/18 エ 心といのちの総合相談会 8/23、12/14 オ 中学生向け自殺予防事業 (パンフレット配布+ミニ講話) 中学1~3年+職員へ配布予定	—	—	—	健康づくり推進課 (健康増進係)

基本方針	施策の方向	主な施策	具体的施策内容	令和2年度 事業実績	令和3年度 事業計画	指標名	現状値 (R2年度)	目標値 (R3年度)	担当課
		(33) 妊娠・出産等に関する意識づくりと健康支援	妊娠や出産のための身体的な特性に関する健康を保障し、子どもを産むか、いつ何人産むかを自らが選択できる権利の尊重と、責任を持つことの重要性の啓発、ライフステージ全般にわたる心身の健康づくりの推進と相談体制の充実を図ります。	ア 思春期赤ちゃん抱っこ体験の実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 イ 思春期～青少年に向けた「ライフデザイン講話」開催 3回 (市内大学1回、高校1回、中学1回)	ア 思春期～青少年に向けた「ライフデザイン講話」の開催 (市内中学校2校で実施予定)	思春期～青少年に向けた「ライフデザイン講話」開催	3回	3回	健康づくり推進課 (健康増進係)
			小・中学校の授業において、思春期における心と体の健やかな成長を促すため、性の正しい知識の啓発、異性を思いやる気持ちの大切さや、母性の重要性も含め性の尊重を啓発する教育をします。	ア 関係団体等から送付された啓発資料等の配布を行った。 イ 各小中学校運営の中で、保健指導として、保健室を中心に担任、保護者と連携をする中で、スクールカウンセラーに繋ぐ等の展開を図るとともに、教育委員会内にコスモス相談室を設置し多様な相談に対応するなど、子どもの相談体制の充実を図った。 ウ 各小中学校では、体育・保健体育等の授業等を通じ、健全な心身の発育に資する教育を行った。	ア 関係団体等から送付された啓発資料等の配布を行う。 イ 各小中学校運営の中で、保健指導として、保健室を中心に担任、保護者と連携をする中で、スクールカウンセラーに繋ぐ等の展開を図るとともに、教育委員会内にコスモス相談室を設置し多様な相談に対応するなど、子どもの相談体制の充実を図る。 ウ 各小中学校では、体育・保健体育等の授業等を通じ、健全な心身の発育に資する教育を行う。	—	—	—	学校教育課 (学務係)
			安心安全な出産に向け、「パパママ教室」や相談事業などの充実を図ります。	ア 母と子のすこやか相談室 8,034件（電話相談・来所相談含む） イ 妊婦一般健康診査受診票交付 771件 ウ パパママ教室開催 年22回（うち9回は日曜開催） 妊婦240名 エ 妊婦歯科健診の実施 市内47歯科医院等に委託。 (受診率43% 受診人数316/妊娠届件数723)	ア 母と子のすこやか相談室 イ 妊婦一般健康診査受診票交付 ウ パパママ教室開催 エ 妊婦歯科健診の実施 (市内歯科医院等に委託)	—	—	—	健康づくり推進課 (健康増進係) (口腔歯科保健係)
			エイズは、健康に甚大な影響を及ぼすものであり、市においても国、県の撲滅運動に沿って、エイズ予防の広報などによる啓発活動に努めます。	ア 6月のエイズ予防ウィーク：ポスター掲示 12月世界エイズデー：市広報紙「サクライフ」による正しい知識の普及・啓発 イ 成人式においてエイズ予防啓発に係るパンフレットの配付 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、成人式が中止	ア 6月のエイズ予防ウィーク・12月の世界エイズデーに、市広報紙「サクライフ」による正しい知識の普及・啓発 イ 成人式においてエイズ予防啓発に係るパンフレットの配付	—	—	—	健康づくり推進課 (保健予防係)
			生涯にわたる身体と心の健康づくりの基盤となる乳幼児期の生活リズムや食生活の大切さについて、啓発と相談機能の充実を図ります。	離乳食教室の開催 前期：30回（母277名、父4名） 後期：30回（195組）	離乳食教室の開催 前期：30回 後期：30回	—	—	—	健康づくり推進課 (健康増進係)

基本方針	施策の方向	主な施策	具体的施策内容	令和2年度 事業実績	令和3年度 事業計画	指標名	現状値 (R2年度)	目標値 (R3年度)	担当課
10 男女間のあらゆる暴力の根絶と相談機能の充実	(34) 男女共同参画の視点による人権の尊重と暴力をなくすための環境づくり		市職員を対象に、個人としての人権を尊重し、性別による差別的扱いや差別意識の解消と、各種ハラスメントやDVなどあらゆる男女間の暴力根絶の意識啓発に取り組みます。	人権同和研修会（全職員対象） 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	研修会企画、検討、開催	—	—	—	総務課 (人事係)
			個人としての人権を尊重し、性別による差別的扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されることを基本として、学校、地域、職場等における人権啓発を推進します。	人権教育の推進と合わせて啓発 ア 人権同和教育講座 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 イ 教職員人権同和教育研修会 新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止 (各学校に人権同和教育関係の資料を配布) ウ 地域での研修会 (年7回、参加者727人) エ PTA人権同和教育研修会 (市内24小中学校、参加者7,289人)	人権教育の推進と合わせて啓発 ア 人権同和教育講座 (2講座×4地区会場) イ 教職員人権同和教育研修 7月28日(水)中込小学校 (会場校とオンラインでの開催) ウ 地域での研修会 エ PTA人権同和教育研修会(市内24小中学校)	DVなどの身近な暴力は、どんな場合でも人権侵害だと思ふ市民の割合	90% (令和元年度市民フォーラム調査)	100%	人権同和課 (人権教育男女共生係)
			子どもたちが、性の被害者にも加害者にもならないよう、学習機会があるごとに啓発資料や情報提供を行います。	関係団体等から送付された啓発資料等について学校を通じ情報提供を行った。	関係団体等から送付された啓発資料等について学校を通じ情報提供を行う。	—	—	—	学校教育課 (学務係)
			(35) 男女間のあらゆる暴力の根絶	各種ハラスメント、女性に対する性暴力、配偶者暴力など、あらゆる暴力を未然に防ぐための啓発の推進と、相談窓口の周知を図ります。	ア パンフレット等での啓発と相談窓口の周知 イ 11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にHPで啓発	ア パンフレット等での啓発と相談窓口の周知 イ 11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にHPで啓発	—	—	—
	(36) DVなど暴力に対する相談機能と支援体制の充実	配偶者暴力による被害者の相談窓口の周知と、相談に対応するための体制及び自立に向けた支援体制の強化を図ります。	ア 市ホームページ及び市広報紙「サクライフ」による相談窓口の啓発を通年で実施。 イ 女性相談員による配偶者暴力に係る相談支援を通年で実施。 ウ 佐久地域児童虐待・DV防止ネットワーク会議を通じた関係機関との連携体制の確認を実施。	ア 市ホームページ及び市広報紙「サクライフ」による相談窓口の啓発 イ 女性相談員による配偶者暴力に係る相談支援 ウ 佐久地域児童虐待・DV防止ネットワーク会議を通じた関係機関との連携体制の確認	DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合	53.3% (令和2年度市民意識調査)	85%	福祉課 (地域福祉係)	
		各種ハラスメントや、性被害者とその家族の人権を守るため、関係機関等と連携を図ります。	ア 市ホームページ等での各隣保館や人権擁護委員等による人権相談窓口の周知 イ 関係機関等との情報共有及び連携	ア 市ホームページ等での各隣保館や人権擁護委員等による人権相談窓口の周知 イ 関係機関等との情報共有及び連携	—	—	—	人権同和課 (人権同和係)	